



平成 25 年 7 月 19 日

各 位

会 社 名 昭和ホールディングス株式会社
代表者名 代表執行役社長 重田 衛
(コード番号 5103 東証第二部)
問合せ先 執行役財務総務担当 庄司 友彦
(TEL. 04-7131-0181)

当社取締役への提訴に対する

当社の対応に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 7 月 5 日付「当社取締役に対する訴訟の提起に関するお知らせ」にて、当社取締役等が、当社の株主から損害賠償請求の提訴を受けた旨をお知らせしておりますが、本件につきまして、本日当社は、被告（当社取締役 3 名）側へ補助参加することを決定いたしました。

記

1. 本日決定した当社の対応

当社取締役会は、特別利害関係人となる被告取締役 3 名を除いて検討を行い、被告（当社取締役 3 名）側へ補助参加することを決定いたしました。

当該補助参加につきましては、各監査委員（社外取締役 3 名全員）から同意を得ております。

2. 補助参加する理由

訴状を検討いたしましたところ、原告の損害賠償提訴請求には根拠がないものと判断いたしました。また、原告は、当社や当社の取締役と係争関係にある者、或いはその関係者が多数であることが判明しております。当該請求により当社あるいは当社取締役に対して圧力を加え、利益を得ることを目的とする可能性があると認識しております。

このような理不尽な要求が今後も引き続き当社の経営に一切影響を及ぼすことのないよう、被告側へ補助参加することといたしました。

3. 今後の対応

現経営体制になってより、5 年となりますが、連結ならびに持分法適用の合計売上高は 3 倍以上、営業利益は大幅に黒字化、純資産は実質的に 3 倍以上という大きな成長を当社グループは遂げ、明確に成果を上げております。（詳細につきましては、下記の URL をご参照ください。<http://www.showa-holdings.co.jp/news/doc/news20130628.html>）

また、当該提訴につきましては、平成 25 年 7 月 5 日付の当社 IR をご確認ください。

<http://www.showa-holdings.co.jp/ir/irfile/sh20130705.pdf>

なお、当該訴訟は、当社ではなく、当社取締役に対する提訴であります。このため当社の業績に対する影響は軽微であります。

当社グループといたしましては、現経営陣が核となり、全社を挙げてこれまで通り中期経営計画実現することにより全力で業績改善を進め、企業価値向上に尽力していきたいとも考えております。

株主の皆様や当社取引先、従業員の皆様には大変ご心配をおかけいたしますが、何卒ご理解とご支援をいただけますよう宜しくお願い申し上げます。

以上